

福島医発第632号(地)
平成19年7月13日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の予防接種の実施取扱いについて

「婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて」につきましては、平成19年7月13日付福島医発第630号(地)をもって貴会宛にお知らせいたしましたが、今般、標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、出生届がなされない等の事情により戸籍・住民票に記載がない児童に対する定期予防接種の実施に関して、「予防接種法においては、市町村の区域内に居住する者を予防接種の対象と規定していることから、戸籍又は住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である当該市町村に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で定期予防接種の対象とすることは差し支えないものとする」ものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅲ90)

平成19年7月3日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の
予防接種の実施取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて」につきましては、平成19年5月9日付日医発第153号(地Ⅲ33)をもって貴会宛にお送り申し上げました。

今般、別添のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課より、各都道府県衛生主管部(局)宛に、「戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の予防接種の実施取扱いについて」、事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、出生届がなされない等の事情により戸籍・住民票に記載がない児童に対する定期予防接種の実施に関して、「予防接種法においては、市町村の区域内に居住する者を予防接種の対象と規定していることから、戸籍又は住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である当該市町村に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で定期予防接種の対象とすることは差し支えないものとする」、というものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、管下郡市区医師会及び関係医療機関等に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



平成19年7月2日

社団法人 日本医師会

感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課

戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の
予防接種の実施取扱いについて

予防接種行政につきましては、平素より多大なるご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度、平成19年6月20日付け事務連絡をもって、各都道府県衛生主管部（局）長あて、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

なお、本件の情報につきましては、貴会所属の会員に周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成19年6月20日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

戸籍及び住民票に記載のない児童への定期の
予防接種の実施取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

定期予防接種の実施に当たっては、予防接種法（昭和23年法律68号）第3条第1項において定期予防接種の対象となる者の要件を当該市町村の区域内に居住する者と規定し、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の2において定期の予防接種を行う疾病及びその対象者を規定しているところであります。

今般、離婚後300日以内に出生した児童について、平成19年3月22日付け事務連絡「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課通知が各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）あて示されたところです。

こうした中、出生届がなされない等の事情により戸籍・住民票に記載がない児童に対する定期予防接種の実施に関して、いくつかの自治体から問い合わせがありましたので、貴部局においては、下記を参考にされるとともに、貴管内市区町村に対して周知方をよろしくお願いいたします。

記

予防接種法においては、市町村の区域内に居住する者を予防接種の対象と規定していることから、戸籍又は住民票に記載のない児童においても、親権を行う者及び予防接種実施主体である当該市町村に居住していることが明らかな場合であれば、当該者の同意を得た上で定期予防接種の対象とすることは差し支えないものとする。